

2018年春闘・組織拡大 建交労道本部闘争速報

2018年1月17日／第3号
〒060-0909 札幌市東区北9条
東1丁目北海道労働センター2F
TEL 011-711-7377
FAX 011-711-7388
e-mail/kenkoro-do@nifty.com

トンネルじん肺根絶第5陣北海道訴訟口頭弁論 和解にむけて作業すすめる 5月29日に次々回の期日を指定

1月16日、札幌地裁で「トンネルじん肺根絶第5陣北海道訴訟」の第7回口頭弁論が開かれました。この日は、宇美春光さんの原告意見陳述に続いて、弁護団の渡辺達生事務局長が訴訟進行についての意見を述べました。

このあと、武藤貴明裁判長が「これまでの作業でひとつの節目を迎えたと考えている。2月初めまでに出してもらう第1次職歴認定案への原告・被告の意見にもとづき、第2次の職歴認定案を2月末までに出したい。それに対する異議申し立てを3月中にしてもらい、割付表をつくりたい」と今後のスケジュールについての考え方を示しました。武藤裁判長は、「夏前に和解できるといい」と発言しましたが、弁護団が「できるだけ早く和解を」と求め、次々回期日の予定として5月29日を指定しました。なお、次回期日は3月6日(火)午後1時30分からです。

弁論終了後の「報告集会」では、はじめに川村俊紀弁護団長が「年度内の和解とはならなかつたが、トンネルじん肺基金の実現をふくめ、今年もいっしょにがんばろう」とあいさつしました。渡辺達生弁護士からは「この間の進行協議で裁判所の間違った考え方を正せたと思う。5月の期日に和解できるよう弁護団としての作業をすすめていく」と報告されました。

もっと早く解決できる制度があつたら…

宇美さんは意見陳述で、昨年11月に原告の小野勲さんが和解の日を迎えることなく亡くなつたことにふれて「もっと早く解決できる制度があつたら、こんな悲しい話はなかつたのではないか」と述べました。そしてトンネル現場での劣悪な作業環境を明らかにするとともに、「せめてあと10年生きられたら孫も喜ぶだろう」と考えつつ、死ぬのがいつ何どきとも分からぬ不安な毎日を過ごしていることを訴えました。最後に、じん肺患者の「命」あるうちに一刻も早く解決するよう裁判所に求めました。

シルバーの「業務拡大」で知事に意見提出

建交労北海道本部は1月10日に「シルバー人材センター等の業務拡大に係る業種等の指定等に係る意見」を高橋知事あてに提出しました。高齢者雇用安定法「改正」により、シルバー人材センターが労働者派遣事業・職業紹介事業で「週40時間」まで働かせることが認められた（従来は月10日程度・週20時間程度）ことにともない、知事が業種と地域の指定をおこなうことにされました。建交労は「全国統一要求書」で「指定にあたっては建交労の意見も聴取すること」を求めてきました。昨年12月に知事から意見を求められ、「一般の求職者の雇用機会に影響を与えることから、業種指定において『一般事務』だけでなく『運搬・清掃・梱包等』についても除外すること」「派遣事業ではシルバーの雇用責任を果たさせること」「地場賃金の抑え込みを招かないようにすること」「必要に応じて指定の取り消し・変更をおこなうこと」などの意見を提出しました。